

改正

平成23年4月1日

平成25年6月24日

令和2年11月6日要綱第73号

令和3年6月22日要綱第39号

常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市やきもの散歩道地区景観条例（平成22年常滑市条例第2号）第16条の規定に基づく良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行う者に対し、予算の範囲内で常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象行為)

第2条 助成金の交付の対象となる行為（以下「助成対象行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項又は第28条第1項の規定により指定した景観重要建造物及び景観重要樹木の保存のために必要な行為
- (2) 常滑市やきもの散歩道地区景観計画（以下「景観計画」という。）に規定する景観計画区域（以下「区域」という。）内で、道路から見ることができレンガ造りの煙突及び窯その他区域の良好な景観の形成のため、重要な工作物として市長が認めるものの保存行為又は当該工作物について区域の景観保全のために行う外観補修その他の行為
- (3) 景観計画に規定するAコース沿道・店舗集積地区又はAコース後背地区内において、戸建自己用住宅を景観形成基準のうち、Aコース沿道・店舗集積地区の店舗の遵守基準の項目の一つ以上に適合させる行為（緑化のみの行為は除く。当該戸建自己用住宅が、当該遵守基準の高さ、形態及び色彩に適合しているものに限る。）
- (4) 景観計画に規定するAコース沿道・店舗集積地区内における戸建自己用住宅について行う常滑市耐震改修費補助事業補助金交付要綱（平成15年常滑市要綱第5号。以下「耐震補助要綱」という。）の対象となる工事（改修後の当該戸建自己用住宅が景観形成基準の戸建自己用住宅の推奨基準に適合するものに限る。）

(5) 景観計画に規定するAコース沿道・店舗集積地区又はAコース後背地区内における店舗、作業所、倉庫、共同住宅等で、景観形成基準のうち各々の遵守基準に適合させる行為（緑化のみの行為は除く。）

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める行為
(助成金の額)

第3条 前条第1号から第5号までの助成対象行為ごとの助成金の対象経費及び助成金の額は、別表のとおりとし、限度額の範囲内で市長が定めるものとする。

2 別表に定める交付対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、助成金の交付を受けようとする者が次に掲げるものである場合には、消費税等を交付対象経費に含めて助成金の額を算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者
- (3) 消費税の免税事業者
- (4) 消費税簡易課税制度の適用を受けている事業者
- (5) 消費税法別表第三に掲げる法人
- (6) 消費税の課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

3 一つの建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に係る行為に対する助成金は、最初の交付の決定日から5年以内は別表の区分に応じて合計するものとし、それぞれ同表の限度額までの額とする。

4 市長は、前3項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたものについては、助成金の額を別に定めることができる。
(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金交付申請書（様式第1）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 計画設計図書
- (4) 着色した立面図（助成対象行為が第2条第1号又は同条第2号に該当するものは除く。）

(5) 工事費見積書（助成対象行為が第2条第3号又は同条第5号に該当する場合は、外観の修景に係る工事費見積書）

(6) 市税の納税証明書又は納付状況確認同意書（様式第1の2）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第4号の申請については、前項第4号の書類を除き、耐震補助要綱に規定する補助金交付申請書及び関係書類の写しを添付することにより、前項の関係書類に代えることができる。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、相当と認めるときは、常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請に係る書類を審査するに当たり、必要に応じ景観計画推進会議に意見を求めるものとする。

3 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

（行為の変更）

第6条 前条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、申請書に記載した事項及び添付書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金変更承認申請書（様式第3）に必要な関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金変更承認通知書（様式第4）により前項の申請者に通知するものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による変更承認について準用する。

（申請の取下げ）

第7条 交付対象者は、助成対象行為を中止しようとするときは、常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金申請取下げ届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第8条 交付対象者は、助成対象行為が完了したときは、速やかに常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金助成対象行為完了報告書（様式第6）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事写真（工事着手前及び工事完了後）
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限り。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金交付額確定通知書（様式第7）により、交付対象者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 交付対象者は、前条の通知を受けたときは、常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金交付請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の取消し）

第12条 市長は、助成金決定後に交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な行為があったとき。
- (4) 助成金の対象となった建築物等を5年以内に取り壊したとき。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、期限を定めて交付対象者に助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日）

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

附 則（令和2年11月6日要綱第73号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月22日要綱第39号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象区分	対象経費	助成金の額
第2条第1号	当該行為の設計及び工事に要する費用	対象経費内で300万円を限度とする。
第2条第2号	当該行為の設計及び工事に要する費用	対象経費内で200万円を限度とする。
第2条第3号	当該行為の外観の修景に要する工事費用	対象経費の50%以内で50万円を限度とする。
第2条第4号	耐震補助要綱による補助金の上限を越えた費用	対象経費内で40万円を限度とする。
第2条第5号	当該行為の外観の修景に要する工事費用	対象経費の50%以内で50万円を限度とする。